| 要望事項 | 要望に対する回答 |
| --- | --- |
| **１．山岸地区全域に係る重点事項**  Ｐ１  (1) 都市計画道路：愛宕町三ツ割線(地図①ａ～①ｃ)の早期事業実施    令和３年度から12年度までを計画期間とする「盛岡市都市計画道路整備プログラム」において、ＪＲ山田線踏切から北側 180ｍの区間が追加されたものの、このペースでは計画の最終年度である22年度までに全区間を整備完了することは難しい。  　　ついては、令和12年度までの整備区間の対象範囲を拡大し、22年度までに全区間の整備を完了されるよう強く要請する。  　また、この項に関連して以下要望します。  Ｐ１  ア　ＪＲ山田線踏切から山賀橋交差点までの西側整備の着手    同区間は地域のメイン道路として両側整備が必要であり、ヒノヤタクシー前交差点、旧山賀屋食堂前交差点の安全対策を講ずるうえでも両側整備は必要不可欠であることから、西側についても早期に事業着手されたい。  なお、ヒノヤタクシー前交差点における右折ポケットの設置については、暫定的対応と  はいえ安全対策上極めて重要であることか  ら、早期に実現するようお願いしたい。  Ｐ１  イ　山岸三丁目地内の急傾斜地崩壊危険箇所に面した路線の整備、及びグリーンハイツ団地の複数進入路確保等を含む災害対策（地図①ｂ）  国土交通省では、事前防災対策として「防災・減災対策等強化事業推進費」などの補助事業を予算措置しており、これら国の事業を積極的に活用することにより、早期に対策を講じられたい。  Ｐ１  ウ　路面の痛みが激しい箇所の暫定的な再舗装    当該路線の再舗装は相当部分が完了しているが、一部、残っている箇所についても早期に再舗装をお願いしたい。  Ｐ１  エ　旧山賀屋食堂前交差点の安全対策について    当該地区には視覚障害者が複数在住していることから、音響式歩行者誘導付加装置の付いた横断歩道を至急設置されたい。    Ｐ２  オ　山岸四丁目の盛岡白百合学園前横断歩道への歩行者信号機設置    当該学園は以前専用の通学バスを使用していたが、路線バスの相乗りとしたことにより道路を横断する児童・生徒が増加していることから、横断歩道の位置の検討を含め、早期に安全対策を講じられたい。  Ｐ２  (2) ＪＲ山田線外山踏切への踏切専用信号と横断歩道の設置  外山踏切は、都市計画路線の市道本町通一丁目名乗沢２号線を跨ぐ踏切で、この路線においては、車両等及び住民の方々が朝晩を通じて、一番多く往来する場所となっている。  　　この踏切に連絡する道路は、一部歩道が変則的に繋がっているが、踏切その物が狭隘なため、車両が往来する度に歩行者と接触する恐れがあり、大変危険な状態にある。  　　また、子供達の通学路となっており、事故が発生する前に早急な拡幅工事をお願いするものである。  　　なお、次期プログラムにおいて、同踏切から北側区間を整備着手する中で「踏切整備」も併せて行うとしているが、可能な限り早い時期に整備着手するようお願いしたい。  Ｐ２  (3) 市道洞清水中村線の拡幅整備（狭隘市道）（地図②）  住宅地域の拡幅に関する今後の整備方法については、沿線にある空き家等を買収し、経過的に退避路として、あるいは、代替え地として活用するなどの新たな手法を開発すること。  なお、「新たな手法」に関する検討状況をお示しいただきたい。  　　また、当該地区では道路側溝が劣化し、鉄筋等が飛び出している箇所もあることから、至急安全対策を講じていただきたい。  前回要望時、拡幅整備箇所に追加した「山岸五丁目11番から12番地内」については、同地内の取り付け道路の市道化対応を含め、地元町内会と協議する場を設けるようお願いしたい。  Ｐ２  (4) 急傾斜地崩壊危険箇所として抽出された地域については、地震や豪雨の際のパトロールの強化と、背面の山林の保全を含めた災害防止策を、今後も引き続き進められたい。  また、この項に関連して以下要望します。  Ｐ３  ア　岩谷稲荷神社に隣接する市有地部分については、令和４年度から急傾斜地崩壊対策工事を実施する予定となっており、遅滞なく事業を進めるようお願いしたい。  Ｐ３  イ　山岸三丁目36番地内及び下米内二丁目４番５号～10号地内に隣接する急傾斜地所有者に対して、間伐や枝打ち、擁壁の補修等の適切な管理を行うよう、市当局は指導されたい。  Ｐ３  ウ　下米内の山岸和敬荘裏山の急傾斜地については、警戒区域指定に当たって地権者からの了解を得るよう、今後も交渉を継続されたい。  なお、昨年２月に神奈川県逗子市で斜面が崩壊し、遺族は所有者らを刑事告訴し現在係争中である。今後、急傾斜地の所有者責任が問われるケースが増加すると予想されることから、行政指導を強化されたい。  Ｐ３  (5) 盛岡中央消防署山岸出張所に救急車を配備されたい。  Ｐ３  (6) 愛宕山東側を塒とするカラスの駆除対策を進められたい。  　　なお、具体的に以下の対策を講じられたい。  Ｐ３  ア　針葉樹の間伐及び広葉樹への植え替え促進  Ｐ３  イ　カラス駆除を行っている猟友会への一層の助成措置  　　※猟友会員の高齢化により会員数が減少していることから、若返り等の抜本的な対策を講じる必要がある。  Ｐ３  ウ　近隣市町と緊密な連携による冬期間におけるカラスの餌場対策  ※カラスの行動範囲把握のためＧＰＳ取付調査を再度行うこと  Ｐ３  エ　電線へのテグス線等の設置範囲の拡大、劣化したテグス線の張替  Ｐ３  オ　飛来カラス数の統計について、目視による方法から定点カメラ等による科学的調査を行うこと  Ｐ３  (7) 山賀橋方向からバイパス交差点に至る左折時の渋滞対策を検討されたい。  　　※渋滞状況の再調査をお願いしたい。  Ｐ４  (8) 中津川左岸道路と山賀橋との交差点にかかる交通規制について、自動車及び歩行者・自転車の通行の利便性を確保するとともに、適切な安全対策を講じられたい。  Ｐ４  (9) 中津川周辺の環境整備について、以下のとおり実施されたい。  Ｐ４  ア　中津川右岸の山賀橋から中津川橋までの遊歩道の延長  Ｐ４  イ　中津川左岸グランドの嵩上げ整備  Ｐ４  ウ　中津川橋の点字ブロックの補修  Ｐ４  (10)盛岡中央消防署山岸出張所管内の下記の警防活動時留意地域について、消火活動が円滑に行われるよう対策を講じられたい。  　※狭隘箇所の地権者等基本情報を収集中とのことであるが、早期に、地元町内会と具体的な打ち合わせを行うようお願いしたい。  ①山岸一丁目９番地内周辺  ②山岸一丁目12番地内周辺  ③山岸三丁目７番地内周辺  ⑥山岸五丁目10番地内周辺  ⑦山岸五丁目及び岩清水周辺  ⑧紅葉が丘地内周辺  **２．建設部・都市整備部関係**  Ｐ４  (1) 自転車道の安全対策  ※歩行者・自転車専用道周辺の樹木の定期的伐採・枝切りの強化  特に中央公民館裏山（愛宕下104-1）は斜面の大木の一部が枯れたり、枯れ枝が風雨で路上に落下する状況が見られる。今後、斜面からの倒木などで通行人を直撃する恐れがあることから、被害が出る前に道路脇の樹木伐採等に関する特段の配慮をお願いしたい。  また、照明設備の増設、路面の段差解消など安全対策を今後も一層進められたい。  ※同専用道の水路脇に並行して設置されているフェンスは、経年劣化で支柱の根元が腐食し宙に浮いている箇所が多数あることから、早急な対応をお願いしたい。  Ｐ５  (2) 山岸３丁目地内「桜ヶ丘団地入口」の時間帯通行制限及び永福寺登り口の時間帯一方通行規制  Ｐ５  (3) 紅葉が丘地区における公園用地の確保（地図④）  ※同地区内は、都市計画法の開発許可制度が施行される前の造成団地であるため、現行法では確保されるはずの公園用地等がなく、例えば、資源回収を行う際の集積場所に苦慮していることから、公園用地確保のための公的な援助をお願いしたい。  Ｐ５  (4) 盛岡競馬場開催に伴い下米内地区の車輌通行量が急増し、交通渋滞はもとより、交通事故発生の危険にさらされている現状から、交通安全対策として次の措置を講じていただきたい。  Ｐ５  ア 県道上米内湯沢線（落合橋上流左岸道路）の県道規格による整備（地図⑤ａ）  Ｐ５  イ　市道山岸２丁目上米内１号線における安全対策（地図⑤ｂ）  ※同路線では歩道を歩行していた小学生が死亡する重大事故が発生しており、以下の安全対策を至急講じていただきたい。  ・追越し禁止及び速度制限の強化  ・ガードレール等通行者の安全施設の設置  Ｐ５  (5) 県道上米内湯沢線[落合橋東側Ｔ字路]の拡幅整備（地図⑥）  ※落合橋交差点及びその周辺は擁壁が車道に隣接し、しかも曲線部に設置されていることから、早急に歩道整備等歩行者の安全対策を講じていただきたい。  Ｐ５  (6) 山岸四丁目地区内の歩道設置（地図⑦）  ※桜ヶ丘団地入口付近から活動センターへ通ずる赤線・青線を利用しての歩行者通路を整備されたい。（赤線の市道認定を含む。）  　　　なお、同センターは指定避難場所であることから、山岸三丁目・山岸四丁目住民の避難路確保ためにも早急に対応されたい。  ※都市計画道路の整備に関連して、協議する場を設けていただきたい。  Ｐ６  (7) 山岸三丁目桜ヶ丘団地とグリーンハイツ団地を結ぶ道路の新設、及び歩行者通路の整備。（地図⑧）  ※当該団地は出入り口が一箇所しかなく、災害時において危険な状態あることから、両団地を結ぶことにより、互いに避難路を確保することが可能となる。（1.(1)イと同様の手法でお願いしたい。）  Ｐ６  (8) 私道洞清水生活道路（仮称）の市道認定を早急に進められたい。  ※市道認定と併せて除雪区間の指定、道路整備についても検討をお願いしたい。  Ｐ６  (9) 下米内佐倉地区の簡易給水施設・墓地及び防火水槽までの狭隘道路整備（地図⑩）  Ｐ６  (10)米内川の旧伊勢ノ沢橋（旧豆門橋）の橋脚跡（下米内伊勢ノ沢43番地内付近）が、川の流れを阻害して川岸が危険な状態となっていることから、至急安全対策を講じられたい。  Ｐ６  (11)山岸小学校の外周に設置されている歩道改良  災害時の指定避難場所となっている山岸小学校の外周の歩道は、一部道路側に傾斜しており、車椅子の方々に支障となっていることから、改良工事をお願いするものである。  Ｐ６  (12)山岸６丁目45－20の接道（老人憩いの家前バス停付近）について、大変に狭隘なことから、愛宕町三ツ割線からの侵入禁止とする一方通行とされたい。  Ｐ６  (13)急勾配道路の安全対策工法であるザペック工法については、紅葉が丘地区や山岸五丁目地区に導入されているが、経年劣化が進行していることから冬期間の安全確保が難しい状況にある。  ついては、同地区への代替え工法も含めた再施行について、早急に対応されたい。  **３．他の官庁関係**  Ｐ６  (1) 紅葉が丘地区内市道上の老朽化した街灯電柱の撤去及びランプ部の移設  ※自立柱撤去費用にかかる補助率及び補助上限額の引き上げをお願いします。  Ｐ７  (2) 警察交番所の設置  ※山岸地区は、昭和40年代～50年代にかけて宅地化が進行し、山田線の外側に山岸三丁目～六丁目まで市街地が形成された。このため、管轄する加賀野交番から遠方にある地区が多く、隣接する北山交番からも同様に遠方にある。  　　　ついては、警察交番所の管轄を見直しし、交番所設置について特段のご配慮をお願いします。  Ｐ７  (3) 中津川河川敷の樹木の伐採及び草刈りを定期的に実施していただきたい。  Ｐ７  (4) 山岸地区活動センターへの換気機能付きエアコンの早期設置  ※同センターの大規模改修は令和8年度以降の予定となっているが、市の指定避難場所となっていることから、改修前であっても熱中症対策として最低1箇所にはエアコンを設置すべき。  Ｐ７  (5) 愛宕山老人福祉センター設置のヘルストロン更新  ※当該機器は利用者も多く、既に耐用年数を超えていることから、早急に対応願いたい。  Ｐ７  (6) 盛岡白百合学園小学校校舎の公共施設活用  ※当該校舎は、来年３月末をもって小学生は中学校校舎へ移動し、全てが空き教室となることから、図書館等の公共施設として活用することを検討されたい。 | 都市計画道路「愛宕町三ツ割線」につきましては，令和３年度に策定した都市計画道路整備プログラムにおいて，令和12年度までに整備の完了を目指す区間として，「桜ヶ丘団地入口付近」と「山賀橋入口交差点～山岸小学校交差点」の区間を，令和12年度までに新規に事業着手を目指す区間として，「山岸三丁目～外山踏切」の区間を位置付けたところであります。令和12年度までの整備区間の対象範囲の拡大につきましては，概ね５年後に行う見直しの中で，広域的な道路網整備との整合を図りながら市内全体の優先順位等を踏まえ検討してまいります。  （建設部交通政策課）  都市計画道路愛宕町三ツ割線の山田線外山踏切から山賀橋交差点までの区間につきましては，山岸小学校へ通学する児童の安全を最優先し，山岸小学校へ通じる歩道の連続性を確保するため，東側の断面の整備を先行して行っているところであります。西側につきましては、全体の整備状況を踏まえながら検討してまいりますが、早急な対応は困難でございますのでご理解のほどお願いします。  ヒノヤタクシー前の右折レーンを含めた交差点の整備につきましては，警察との協議により、暫定幅員での右折レーン設置は可能との回答をいただいておりますことから、実施に向けて検討してまいります。  （建設部道路建設課）  山岸三丁目地内の都市計画道路三ツ割愛宕線からグリーンハイツ団地への複数進入道路確保につきましては，都市計画道路整備プログラムに位置付けられた箇所について重点的に取り組んでおり，現在着手をしている区間の早期完了を目指しているところでございます。  災害対策としての複数進入路につきましては，地形等から整備は難しいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。  （建設部道路建設課）  　市道本町通一丁目名乗沢２号線の再舗装につきましては，既に舗装二次改築事業が完了しており，残っている箇所につきましては，通行に支障がある場合には必要な補修を実施してまいりたいと存じます。  （建設部道路管理課）  信号機の整備などの交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の音響付加装置の設置について，所轄の盛岡東警察署に伺ったところ，「音響付加装置の設置については，音響による周辺住宅への影響を考慮しつつ，必要性が高いと認められる場所から順次整備しております。視覚障がい者の利用頻度が高い，特別支援学校や福祉施設などを含む地域を優先的に検討しており，県内では年間に数箇所の新設と既存信号の更新整備を行っております。」とのことでございます。市といたしましては，設置の要望を継続してまいりたいと存じます。  （市民部くらしの安全課）  信号機の設置などの交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の歩行者用信号機の設置及び横断歩道の位置の検討を含めた安全対策について，所轄の盛岡東警察署に伺ったところ，「現在の横断歩道部分から北側については，傾斜が認められること，南側については，道路幅員の不足により，近くへの移設は難しいものと存じます。また，路線バスの白百合学園入口バス停の位置と，児童・生徒の通学のための道路横断需要を考慮いたしますと，横断歩道を現在の位置から変更することは，横断歩道のない場所での横断による事故発生に繋がることが考えられます。」とのことでございます。  　市といたしましては，道路改良の状況を確認の上，引き続き歩行者信号機の設置を要望するとともに，交通取り締まりの強化を要請するほか，交通安全教室や広報媒体を通じて，車両運転者の交通ルールの順守，安全運転意識の向上のため，啓発活動に努めてまいりたいと存じます。  （市民部くらしの安全課）  踏切専用信号につきましては，機会を捉えながらＪＲ東日本盛岡支社へ，要望を行っているところでありますが，難しいとの回答となっている状況にあります。  踏切に連絡する道路の拡幅につきましては，令和３年度に策定した都市計画道路整備プログラムにおいて，令和12年度までに新規に事業着手を目指す区間として，「山岸三丁目～外山踏切」の区間を位置付けたところであり，できるだけ早期の事業着手に努めてまいります。  （建設部交通政策課）  横断歩道の設置など交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。ＪＲ山田線外山踏切への踏切付近への横断歩道の設置について，所轄の盛岡東警察署に伺ったところ，「踏切付近への横断歩道の設置については，交通量が多い時間帯に横断者がある場合，車両が踏切内に停車する状態が発生するなど，交通の危険を生じさせるおそれがあることから設置は困難です。」とのことであり，現状での実現は難しいものと存じますが，市といたしましては，引き続き安全対策について，警察と相談してまいりたいと存じます。  （市民部くらしの安全課）  待避所の整備につきましては、残地部の発生にともなう活用方法なども検討し、計画していく必要がありますので、引続き路線沿いの宅地状況や設置後の残地発生状況を踏まえながら検討してまいります。  （建設部道路建設課）  　鉄筋が飛び出している側溝につきましては，応急的な対応は過年度において完了しております。同様な破損につきましては，道路パトロールにより発見に努めておりますが，お気づきの箇所などありましたならば，道路管理課維持係までお知らせ願います。  　市道認定につきましては，市道認定の要件である４ｍの道路幅員を確保できない箇所もあることから，現状では難しいものと存じます。なお，協議につきましては道路管理課路政係までご相談をお願いいたします。  （建設部道路管理課）  土砂災害危険箇所につきましては，年間を通した定期パトロールに加え，大雨洪水警報や土砂災害警戒情報の発表時，又は震度４以上の地震発生時には山岸地区を含めた重点箇所のパトロールを実施しており，今後も継続して危険の把握に努めてまいります。  （建設部河川課）  岩谷稲荷神社に隣接する市有地部分につきましては令和３年度から事業に着手しており，詳細設計や用地測量を行い令和５年度からの工事実施と伺っておりますことから，市といたしましても，引き続き対策工事が進捗されるよう，県への協力と要望を行ってまいります。  （建設部河川課，総務部管財課）  当該箇所は，急傾斜地崩壊危険箇所となっていることから，定期パトロール等を実施しており，異常等を確認した場合には，関係課調整のうえ所有者に連絡し，適正な管理をお願いしてまいりたいと存じます。  （建設部河川課，市民部くらしの安全課）  下米内の山岸和敬荘裏山の急傾斜地については，令和３年９月28日に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定となりました。未だ土地地権者のご理解を得られないため，工事実施の見込みが立たない状況と県より伺っておりますが，引き続き工事実施に向け，急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定について県と連携してまいります。  また，急傾斜地崩壊危険区域内において急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要があると認められる場合は，土地所有者等に対し，必要な措置を取るよう勧告することができると県より伺っておりますので，引き続き事業が進展するよう県と連携し，情報収集や他都市の事例等について注視してまいりたいと存じます。  （建設部河川課）  救急車の新たな配備につきましては，消防職員９名（うち救急救命士４名）の増員のほか，盛岡市域全体の救急出動状況に応じた車両の適正配置の検討が必要となりますことから，これらを踏まえながら，取り組んでまいりたいと存じます。  （総務部消防対策室）  愛宕山東側の一部区域については，森林環境の改善によるカラスのねぐら縮小のため，平成20年度に試験的に間伐を実施いたしましたが，毎年実施しているカラスの飛来数調査では横ばい傾向にあるため，現在のところ間伐が効果的な対策であるとの実証までには至っていない状況にあります。また，広葉樹への植え替え促進については，当地区を環境保護地区に指定していることから，伐採届の際には広葉樹の植林を行うよう意見してまいります。  （環境部環境企画課）  農作物への被害防止の観点から，岩手中央農協が盛岡猟友会に委託する「農作物有害鳥獣対策事業」に要する経費に対し，平成30年度から補助額を増額し，市 100万円，農協 100万円，合計 200万円の補助を行い，被害防止活動に対する支援の強化を図っております。  また，平成29年度から，猟友会加入を条件とした狩猟免許取得に係る補助制度を創設し，新規取得者の確保に取り組んでおります。制度創設からこれまでに補助を活用した免許取得者の内訳は，平成29年度４名，30年度５名，令和元年度３名，令和２年度４名の合計16名となっております。また，元年度からは新規免許取得者とベテランハンターとの意見交換会を開催し，新人が鳥獣捕獲に参加しやすい体制づくりに取り組んでおります。  免許取得者の年代別内訳は，20代６名，30代２名，40代２名，50代以上６名であり，若年世代の方々の取得にも効果を上げております。  本市といたしましては，今後も当該制度を利用した新会員の発掘に努めてまいります。  （農林部農政課）  平成25年度から毎年開催している盛岡市カラス被害対策連絡会議で，カラスの個体数を減らす中長期的な取組として冬場の餌場対策が有効であるとされたことから，令和３年度も，近隣市町を配付区域に含む新岩手農業協同組合（24,170部），岩手中央農業協同組合（11,000部）及び市農業委員会（4,200部）の広報誌にカラス被害の実情と餌場対策への協力について掲載し周知を図りました。  引き続き，周辺市町等と情報交換を行い，餌場対策も含めた取組について検討してまいります。  カラスの行動範囲把握のためのＧＰＳ取付調査につきましては，岩手大学，岩手県立大学及び明治大学が行った調査によりカラスの行動範囲について郊外の果樹園や牧場に放置された果実，家畜飼料などを餌として行動しているという調査結果が出ていることから，再度の調査は行わず，カラスの個体数調整のために有効な餌場対策を継続して進めてまいります。  （環境部環境企画課）  　電線へのテグス線の設置については，被害情報に基づき東北電力盛岡営業所に要望しておりますが，令和３年１月には紅葉が丘山田線沿いの道路への設置を要望し，同年５月に設置されております。今後も優先箇所を確認しながら，劣化したテグス線の張替えも含め，設置箇所を拡大するよう要望してまいります。  （環境部環境企画課）  　カラスの飛来数調査については，ビデオカメラにより撮影した動画から数を数える実験を行いましたが，夕暮れ時の薄暗い状況やカメラの画角の問題があり目視による調査の方が正確に計測できるという結論に至りました。今年度の調査におきましては，これまで年１回実施しておりましたが，環境省のカラス対策マニュアルに沿って11月下旬から12月下旬の間に調査を３回に増やして実施し，日による変動がないか確認してまいります。  （環境部環境企画課）  渋滞対策にともなう交通量調査につきましては令和４年度に再調査を実施する予定としております。  （建設部道路建設課）  　山賀橋左岸道路と山賀橋との交差点につきましては，警察や関係課と協力し，適切な安全対策について検討してまいりたいと存じます。  （建設部道路管理課）  中津川右岸の山賀橋から中津川橋までの遊歩道の延長につきましては，市が平成21年度に登録した「盛岡地区かわまちづくり事業」において，国が実施する散策路等のハード整備は，令和２年度で完了したところであります。国におきましては，「散策路等の整備も含め，かわまちづくり事業として最大限可能な範囲について整備したところではあるが，中津川橋下流において用地の関係から上流区間に散策路を延長することは困難である。」と伺っております。また，市におきましては，利用される方々の利便性向上を図る上でも必要性を認識しておりますが，既設の河川公園等の維持管理を優先する必要があり，市による整備は難しいものと考えております。  今後，散策路等の延長にあたっては，整備方法も含め，河川管理者である国土交通省に相談しながら検討してまいります。  （都市整備部公園みどり課）  中津川左岸の浅岸河川広場の嵩上げにつきましては，現状より河川断面を縮小することになり，増水時の影響などが懸念され，防災上避けるべきと考えられますことから，地元町内会と相談の上，令和２年10月に現状利用にかかる広場表層材（砕石ダスト）による補修整備を実施しております。  （都市整備部公園みどり課）  　点字ブロックにつきましては，現地確認の結果，新たに壊れている箇所を確認したことから，補修してまいりたいと存じます。  （建設部道路管理課）  ご要望のあった地域を含め基本情報の収集や現地確認などの調査を令和３年度に行っております。  その調査結果に基づき，地元町内会と意見交換させていただきたいと存じます。  （建設部道路管理課）  狭隘な道路状況における火災で消火活動を迅速かつ的確に行うため，日頃から道路状況などの地域の実態を把握するとともに，火災が発生した場合には，小回りのきく消防団車両を先行させるほか，車両の進入困難な場所では，ホースカーやホースバックによりホースを延長し，消火活動を行うこととしております。  （総務部消防対策室）  　愛宕山記念公園の歩行者・自転車専用道沿いの樹木につきましては，パトロールや市民からの情報により危険箇所の早期発見に努め，必要に応じて伐採や枝打ちなどの対応を実施してまいります。  照明設備につきましては，令和元年度に中央公民館裏の１基の補修を実施しております。  　路面の段差につきましては，道路パトロールにより解消してまいりますが，お気づきの箇所について道路管理課維持係までお知らせ願います。道路フェンスの劣化箇所につきましては，現地を確認し，破損箇所は修繕してまいりたいと存じます。  （建設部道路管理課，都市整備部公園みどり課）  時間帯通行制限及び時間帯一方通行の規制など交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の規制について，所轄の盛岡東警察署に伺ったところ，「御要望の道路は，警察庁が規定する交通規制基準を満たしていないことから，『車両通行止め』，『歩行者用道路』及び『一方通行』等による規制は難しいものと存じます。」とのことでございます。  　市といたしましては，道路利用者の安全確保のため，交通安全教室や街頭における啓発活動などを通じ，車両運転者と歩行者の交通安全意識の向上を図るとともに，市通学路交通安全プログラムにおける合同点検を活用し安全対策を協議するなど，交通事故防止に努めてまいりたいと存じます。  ※警察庁の交通規制基準では次のように規定されております。  ・『車両通行止め』は，地震等により交通が危険な場合，道路構造上安全な通行ができないおそれがある場合などが規制の対象になっております。  ・『歩行者用道路』は，十分な幅員を有する歩道等がない生活道路で，歩行者の通行が多い道路などが規制の対象になっております。  ・『一方通行』は付近に迂回路があることが規制を行う場合の前提になっております。  （市民部くらしの安全課）  紅葉が丘地区におきましては，街区公園など身近な公園が確保されていない状況であることは承知しております。しかしながら，新たな公園の整備につきましては，厳しい財政状況の中で，当面難しいものと考えておりますので，御理解をお願いします。  （都市整備部公園みどり課）  地域からの要望につきましては，令和３年度の統一要望に含め，岩手県へ要望を行っており，今後とも機会を捉え県に要望を行ってまいります。  （建設部道路建設課）  　市道山岸２丁目上米内１号線における安全対策につきましては，ガードパイプを令和元年度に10ｍ設置しており，令和３年度には約15ｍの設置を予定しております。今後も，危険な箇所において設置を実施してまいりたいと存じます。  （建設部道路管理課）  追越し禁止及び速度制限などの交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の追越し禁止及び速度制限の交通規制について，所轄の盛岡東警察署に伺ったところ，「追い越し禁止の交通規制については，まがりかど付近や勾配の急な坂が連続する道路の区間などで車両の追い越しによる交通の危険を防止する場合等に交通規制することとなりますが，当該路線の道路環境は規制実施の基準を満たしていないものと認められます。また，速度制限の強化については，交通規制を実施する場合は交通規制基準に準拠して実施しており，最高速度の規制については，交通規制基準により車線数や歩行者数などを勘案し基準速度を設定のうえ，現場状況に応じて基準速度から時速±10kmの範囲で補正し規制速度を決定することとなっております。当該路線の最高速度の規制については，基準速度が時速50kmであるところを通学路等であることなどから，安全確保のため時速40km規制としておりますので，現行の交通規制に御理解をお願いします。」とのことでございます。  市におきましては，これまでも道路利用者の安全確保のため，交通安全教室や街頭における啓発活動を継続してまいりましたが，今後においても交通事故を減少させるため，警察に対して取り締まりの強化を要請するとともに，関係機関と連携をさらに強化し，交通安全意識の定着を図っていまいりたいと存じます。  （市民部くらしの安全課）  道路管理者である岩手県に確認したところ，「令和２年度に落合橋から水道橋区間の歩道整備について予備設計を実施しており，令和３年度は地元と調整を図っていく予定。」と伺っております。  令和３年度の統一要望に含め，岩手県へ要望を行っており，今後とも機会を捉え県に要望を行ってまいります。  （建設部道路建設課）  市道認定がなされていない赤線につきましては，砂利敷き等の修繕は実施してまいりますが，改良等の実施は困難ですのでご理解願います。  道路事業として整備を行うためには，はじめに路線の認定が必要であり，赤線の市道認定にあたっては，道路の構造の要件を満たすこと及び必要な用地の寄附が伴いますので，詳細については，道路管理課路政係までご相談いただきますようお願いいたします。  （建設部道路管理課）  山岸三丁目桜ヶ丘団地とグリーンハイツ団地を結ぶ道路の新設及び歩行者通路の整備につきましては，高低差が大きく，地形的にも道路整備は困難と考えておりますので，ご理解を賜りたいと存じます。  （建設部道路建設課）  令和２年度は一部区間の市道認定を行っており,令和３年度も継続区間について境界の確定作業を進めております。作業にあたっては沿線地権者のご意向等を踏まえつつ，早期に認定できる方法を検討しながら進める予定としております。  道路整備及び除雪区間の指定につきましては，市道認定後に不具合箇所について補修及び除排雪指定路線への指定の検討を実施してまいりたいと存じます。  （建設部道路管理課）  用地確定には関係地権者の立会確認が不可欠でありますが，令和２年度以降，新型コロナウイルス感染予防の影響もあり県外地権者の立ち合いができない状況が続いておりますことから，今後の社会情勢等を踏まえ，実現の可能性を図りながら関係地権者の合意形成に向けて対応してまいりたいと存じます。  （建設部道路管理課）  　旧伊勢ノ沢橋の橋脚跡につきましては，河川管理者である盛岡広域振興局河川砂防課へ再度確認したところ，「令和３年度もしくは令和４年度に撤去する予定。」と伺っております。  （建設部道路管理課）  　山岸小学校の外周の歩道改良につきましては，現地確認の結果，宅地への乗入れが傾斜している状況であるため，年内に地元町内会と立会い確認の上検討してまいりたいと存じます。  （建設部道路管理課）  進入禁止などの交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の交通規制について，所轄の盛岡東警察署にお伝えしたところ，「御要望の道路につきましては，御指摘のとおり狭隘で，車両が双方向から進入した場合にすれ違うことが出来ない状況が生じることが想定されますが，生活道路と考えられることから，進入禁止とすることは道路の利便性に影響するため，規制の実施については，地域の総意によることが必要となります。御要望につきましては，町内会様の御意見を直接伺った上で検討したいと存じます。」とのことでありました。市といたしましては，町内会様の御意見を盛岡東警察署にお伝えする機会について調整しているところでございます。  （市民部くらしの安全課）  　ザペック工法につきましては，新たに凍結防止剤を散布することにより，溝の部分に新しい凍結防止剤が含まれる構造となっておりますことから，凍結防止剤の散布方法について地域と相談してまいりたいと存じます。  代替え工法を含めた再施工につきましては，新たな工法も開発されておりますことから検討しておりますが，費用もかなり要するため早期の実施は難しく，今後とも検討を継続してまいりたいと存じます。  （建設部道路管理課）  街路灯が設置されている自立柱撤去に係る補助制度につきましては，倒壊するおそれのある柱の撤去を進めるため，街灯設置費補助の補助率に合わせ補助率10分の７，補助上限額35,000円／本としております。  しかしながら，柱の材質や構造等により，撤去費用が高額になる場合があることから，街路灯の自立柱撤去に対する支援のあり方につきまして，検討してまいりたいと存じます。  （市民部市民協働推進課）  交番の設置に関しましては岩手県警察本部の所管事項となっております。御要望について，岩手県警察本部に伺ったところ，「警察署，交番及び駐在所の設置については，人口，世帯数，面積，行政区画及び事件または事故の発生状況などの地域の実態を勘案して，警察力が全県的に保たれるようにすることを基本方針としております。」とのことです。また，盛岡東警察署によると当地区は，付近の交番及び駐在所が連携して治安対策に当たっており，事件や事故等の緊急事態には，直近のパトカーや警察官が対応できるよう体制を整えているとのことです。  市といたしましては，交番の設置につきまして今後も岩手県警察本部への要望を継続してまいります。  （市民部くらしの安全課）  河川管理者である国土交通省に確認したところ，中津川河川敷の樹木伐採や草刈りにつきましては，治水機能や水辺環境に悪影響を及ぼさないよう，河川巡視等により状況を把握し，緊急度の高い箇所より計画的に樹木伐採等を実施しており，今後も適正な維持管理に努めていくと伺っております。市といたしましても，これまでと同様に定期的に継続実施されるよう要望してまいります。  （建設部河川課）  山岸地区活動センターへのエアコン設置につきましては，使用頻度が高い部屋などにエアコンの設置が進められるよう，財源の確保を図りながら，検討してまいります。  （市民部市民協働推進課）  愛宕山老人福祉センターは，国の通知に基づき，比較的大規模となるＡ型の施設として設置したものですが，Ａ型の老人福祉センターでは，機能回復訓練を行うこととされており，ヘルストロンは昭和59～60年に機能回復訓練を目的として設置したものです。  しかしながら，当時と異なり，現在では高齢者の機能回復を図るための事業として，マッサージ等指導教室や元気はなまる筋力アップ教室などを地域の老人福祉センターで提供するなど，地域で高齢者が気軽に参加できるさまざまな介護予防や機能回復の機会を提供しているところであります。  特に，元気はなまる教室で実施しているプログラムは，筋力の維持や柔軟性・バランスの向上による転倒防止などフレイル予防につながるほか，一緒に運動する通いの場ともなり得るものであるほか，これまでの研究で，定期的な運動は，認知機能の改善に一定の効果があるとされていることから，市としては多くの高齢者の皆さんにご活用いただきたいと考えております。  なお，高齢者の機能回復訓練については，上記のような取組を推進する予定としており，ヘルストロンについては，利用中の機械が使用可能な間は利用を継続いたしますが，機器を更新する予定はございませんので，御理解いただきたいと存じます。  （保健福祉部長寿社会課）  民間が所有する施設を公共施設として活用することについては，所有者の意向や施設の状況等を確認するとともに，設置しようとする公共施設の必要性等も合わせて検討することが必要であるものと存じております。  盛岡白百合学園小学校校舎については，幼稚園園舎や中・高等学校校舎，寮などが立地する学校構内に位置しており，利用時間や利用対象者など条件の整理が必要であるものと存じますが，学校法人とも情報交換等をしてまいりたいと存じます。  （市長公室企画調整課） |